

〔研究ノート〕

国際税制の簡素化

——アメリカ合衆国における一提案——

廣江 健司

目 次

1. はじめに
2. 国際税制の構造
3. 積極的所得と消極的所得との区別および合衆国の国際税制
4. 合衆国の現行国際税制における主要な問題
5. 国際税制を簡素化するコンセンサス
6. 結びに代えて

1. はじめに

国際課税システムにおいて、個人所得は、経済活動から生ずる積極的所得であると配当、利子および使用料のような消極的所得であると問わず、その源泉がいずれの国にあっても居住地国がこれに対して租税を課すものと考えるか、また、法人所得は、積極的所得に対しては源泉地国課税とし、消極的所得に対しては居住地国課税とする、というように所得の性質に応じて別個の課税の構造を考えるか。そこでは、実務的に執行可能な、すなわち、簡素化された国際課税システムを指向する視点をも考慮に入れる必要がある、という点を研究課題として筆者はかつて設定していた。⁽¹⁾

この国際課税システムの簡素化について、Reuven S. Avi-Yonah

は、その1996年の「国際課税の構造——その簡素化に対する一提案」と題する論文(以下「Avi-Yonah 論文」という。)において、「現行の国際租税制度は不備」(1303頁。以下、Avi-Yonah 論文からの引用は()内にその頁数を示す。)である、と認識したうえで、その不備について主として「個人に対する居住ベースの課税を執行する困難と MNEs [多国籍企業] の所得を源泉地法域間で配分する困難と」(1305頁。以下〔 〕内は筆者による補記を示す。)を明確にしようと試み、つづいて、なぜその不備が多国間措置によってのみ解決され得るか、を解明して、その解決策を、次のように提案しようとする。

「源泉地法域がなすバックアップ源泉徴収 (backup withholding) を通じた居住ベースの課税の執行と、比較され得る取引のない場合に MNEs の利得を配分するために援用されるユニタリー方式 (unitary method) に関する合意とである。」(1305頁)

Avi-Yonah 論文は、この代替的な国際租税制度が現在の国際的コンセンサスの基礎となり、それを組み込むと「現行の構造よりも相当に簡素化される」(1305頁)と解して、また、法人およびその株主に対する課税の統合されたアプローチ (integrated approach) を採用する国がそれを適用し得る方法を議論しようとする。Avi-Yonah 論文は、こうした提案や議論の目的のために、現行の国際租税制度の不備が「とりわけ、世界経済の発展に伴って1920年代から1930年代に合意をされた諸原則が時代遅れなものになった2つの分野、すなわち、ポートフォリオ投資(portfolio investment) [国際的に、個人や企業が経営支配を目的とせずに収益のためになす有価証券による間接投資。]に対する資本の国際的に流動し得る市場の成長という分野と多国籍企業(以下「MNEs」という。)の統合の高揚という分野」(1304頁)においてである、と指摘しつつ、「今世紀がほぼ終わりに近づき、通用力のある国際租税制度を再検討する時期が到来しており、その制度の主要な弱点を是正し、かつ、次の世紀に向けてその存続可能性を確保するために新しいコンセンサスを得ること

ができるかどうか、を問題にする時期である」(1304頁)と想定する。したがって、Avi-Yonah 論文は、法人所得租税制 (corporate income tax) を研究の中核に据えつつ、その研究の時期である、と認識しているものと筆者には思われる。

そして、Avi-Yonah 論文は、その研究の前提として、次のように理解している。

「国際課税は、ある程度まで零和のゲーム (zero-sum game) [ゲームの理論で一方の得点が他方にとって同数の失点となる。] である。つまり、ある国の歳入増は他国の歳入減となる。ある国の居住者が他国の源泉から所得を生ずる場合において、双方の国が当該の所得に対して租税を課すべき正当な請求権限を有し、かつ、その権限を執行する権能を有するときには、いずれか一方の国は、当該の所得に対して租税を課すべき第 1 次的の権限を他国に譲与する旨の合意をすることによって歳入減を招くであろう。」(1303頁)

ところで、日本において「国際租税法において最も重要な分野は、法人および個人の所得に対する課税 (所得課税) の分野であり」り、その分野において国際的脱税や国際的租税回避の問題が生じており、「各国は、国内的立法措置によってこれらの問題の解決を図ってきた」けれども、国際取引が増大し、複雑化している現代において「国家間の協力が不可欠である」と認識されている。日本において、周知のとおり、外国法人に対しては、法人税法により国内源泉所得に対して租税が課されると同時に、所得の種類によっては所得税法により源泉徴収租税が課される。⁽⁴⁾ 国際課税について、整合的な税制が一応は存続しているものの、各国税制の国際的な側面は複雑である、といってよいであろう。

本稿は、国際租税法研究の視座を得るために、Avi-Yonah 論文の叙述に従ってこれを理解し、教示を得ることを目的とする。国際租税法に関する研究はかなり蓄積されてきているものの、⁽⁵⁾ 「次の世紀」となった現在、Avi-Yonah 論文を介して、今後の国際租税法研究の方向性を模索す

ることも有意義である、と筆者には思われる。

2. 國際税制の構造

Avi-Yonah 論文の第 I 章「國際課税の構造」は、第 A 節「國際課税における積極的と消極的との区別」および第 B 節「コンセンサスは正当化されるか」でこれを構成する。

第 A 節は、まず、國際課税の沿革について、國際課税管轄権の基本原則に関する1923年の國際連盟レポートに言及する。このレポートは、いかなる者の担税力 (ability to pay) が租税を課す各国において認められ得るか、という問題的回答として「經濟的忠誠の原理 (doctrine of economic allegiance)」を展開する。Avi-Yonah 論文は、これが課税管轄権に関する現代の議論の基礎にある、という。このレポートは、ある国による租税の賦課を正当化する經濟的忠誠に対して、所得が生ずる源泉地国および所得が消費または貯蓄される居住地国を支持した。また、このレポートは、二重課税の問題が源泉地国と居住地国との間で、ある国が他国の居住者によりある国で生ずる所得に対して租税を課す優先的な請求権を有するか、ある国がその請求権を放棄することによって二重課税を防止する義務を負うか、というものであるとして、課税国間での将来の交渉において、所得を生ずる主たる經濟活動がなされたのが居住地国においてかまたはもう 1 つの国においてかに応じて所得項目を分類すべきであり、所得に対して租税を課す優先権をそれらの国の中配分すべきである、と勧告した。しかし、Avi-Yonah 論文は、「実務的な根拠で、源泉地法域は、その領域内で最初に生ずる所得に対して一般に租税を課し得るから、優先権を有すべきである」(1306頁) と主張する。

つぎに、現在のコンセンサスおよび國際租税条約のネットワークについて、Avi-Yonah 論文は、こうした原則が課税国間における所得租税の課税標準 (taxable income) の適切な配分に関する現在のコンセンサス発展の基礎にある、と解したうえで、源泉地国がすべての所得に対して

租税を課すべき優先権を付与され、かつ、居住地国が二重課税を防止する第1次的義務を負っているけれども、これは源泉地国が第1に租税を課す権能に対する唯一の特権であり、最も適切な配分を反映していない、と批判する。

「国際租税制度の基礎にある究極の目標は、事業に係る積極的所得 (active business income) がその生ずる国 (源泉地国) において租税を課されるべきであり、また、消極的所得 (passive income) がその所得の受領者の居住する国 (居住地国) において租税を課されるべきである、というものである。」(1306頁)

このコンセンサスに関して租税条約の拡大するネットワークを検討する必要があり、租税条約は、次の2つの方法で積極的所得と消極的所得との区別を反映する、という。第1に、租税条約は、積極的事業経営を構成する恒久的施設 (permanent establishment) を定義し、そこで生ずる利得に対して租税を課すべき第1次的権限を源泉地国に付与する。居住地国は、国外源泉事業所得を租税から所得免除するかまたはその所得について外国税額控除を認めるかのいずれか一方によって、少なくともその利得が源泉地国によって租税を課された範囲内で、その利得を租税から所得免除するように要求される。第2に、租税条約は、源泉地国で生ずる配当、利子および使用料の所得のような消極的所得に対して源泉地国が徴収した租税を可能な限り税額控除することを要求し、その所得に対して租税を課すべき権限を居住地国に委譲する。また、租税条約は、積極的と消極的との間での区別の画定に応じて全世界的な課税管轄権を源泉地国と居住地国との間で配分する、というその目標を完全に達成するわけではない、という。さらに、Avi-Yonah論文は、第1に、恒久的施設という概念が1つの妥協を反映するものであり、第2に、消極的所得の源泉地でのその所得に対する課税が、完全に廃止されているわけではなく、ほとんどの条約において可能な最低水準にまで引き下げられている、と解する。

最後に、その区別の理由について、Avi-Yonah 論文は、その区別が現行税制の基本的な要素である、と解する。この区別は現実の区別を反映する、という主張が 3 点ある。第 1 に、経済的な観点から、全世界所得のプールは価値付加企業の生じたものとして認められ得る。

「この観点から、事業に係る積極的所得に対する課税は企業の利得に対する課税に相当し、消極的所得に対する課税は企業における投資家の間でのこうした利得の配分に対する課税に相当する。国際課税における積極的と消極的との区別は、この経済的な分析を反映する。」(1309頁)

第 2 に、その区別は、経済活動に対して行使される支配権の程度を反映する。事業に係る積極的所得は納税者の直接支配権のもとでの経済活動から一般的に生じ、国際的にはこの所得は対外直接投資から生ずる。消極的所得は、納税者が法人の少数株主または議決権付き支配権を有する関連のない貸主のような非常に小規模な議決権付き支配権のみに関連する活動から生ずることがある。しかしながら、消極的所得は、企業収益の分配という意味で、法人から配当または利子を受領する支配権を有する株主のような経営基盤を支配する者がこれを有することもある。

「第 2 のタイプの消極的所得は、ポートフォリオ消極的所得とは区別して取り扱われることがしばしばあるが、しかし、現在のコンセンサスのもとでは、それは依然として、支配権を有する株主の居住地国で第 1 次的に租税を課され、法人が事業を行う国で租税を課されるのではない。」(1309頁)

第 3 に、その区別は、実質的に、それが株式公開法人、個人、閉鎖法人その他の法的主体 (legal entity) の間での区別と重複するから、有意義である。

第 B 節は、Robert Green が、源泉ベースの課税について、それを担税力という現代の観念と比較することができないために、その課税の廃止を主張したこと⁽⁶⁾に言及する。これに対して、Avi-Yonah 論文は、次のよ

うに主張する。

「ある源泉で生ずる所得によっては担税力が正確には査定されないが、むしろ『いかなる源泉であってもそこで生ずるすべての所得』によってのみ査定されるから、源泉地法域を担税力に基づく所得租税と調和させることは困難である、と思われる。」(1310-11頁)

「租税は、経済的忠誠に焦点を合わせる場合には、居住地国にも源泉地国にも納付されるべきである。これら各法域は納税者の全所得について納税者に対して租税を課す権限を有し、これは納税者の世界的な担税力を反映する。しかしながら、この結果が実務的でなく、すなわち、完全な多重課税に帰結するであろうから、1つの適切な方法は各法域にその法域内で生ずる所得に対して（すなわち、源泉ベースで）租税を課すことを許容することであろうし、納税者の担税力に応じてその世界的な所得の総額をもって納税者に租税を課すことには帰結する。」(1311頁)

そこで、まず、Avi-Yonah 論文は、個人については、「源泉地課税よりも居住地課税を優先させる」(1311頁)根拠がある、と解する。⁽⁷⁾ つぎに、Avi-Yonah 論文は、多国籍企業については、多国籍企業が「Green 教授が示唆したとおり、なぜ純粹な居住ベースの課税の方法に従わないのか。それには主要な理由が2つある」(1313頁)と解する。第1の理由は、完全な居住ベースの課税を実施するためには、法人の居住を人為的に確定するかまたは株式公開取引の MNEs の収益をその株主に転嫁させるかのいずれか一方が必要である、ということである (Green 教授が支持した代替手段。⁽⁸⁾)。

「困難であるのは、個人の居住が確定され得る方法をもってしては法人の居住が確定され得ないことおよび株主への収益の帰属 (imputation) が非常に複雑な操作であり、執行が不可能であることがある、ということである。」⁽⁹⁾ (1313頁)

第2の理由は、それが先進国の歳入増および発展途上国の歳入減に帰

結する、ということである。⁽¹¹⁾

「純粹な源泉ベースの課税を支持しない理由のいずれも、単一社会において選挙権もなくそこの居住者でもない MNEs が世界で生ずる積極的所得の大部分を有するから、その理由が消極的所得に対すると同様に積極的所得に対しても有効には適用されない。さらに、CEN〔資本輸出中立性(capital export neutrality)〕は、ポートフォリオ投資に対すると同様に MNEs に対しても有効には適用されない。」(1314頁)

この点に対する理由は 3 点ある、という。第 1 に、国際投資の大部分は現在ではポートフォリオ投資であり、MNEs の機能は、絶対的には依然として成長しているけれども、ポートフォリオ投資の成長に関しては減少している。第 2 に、MNEs は、財務操作や移転価格操作を負担するけれども、高租税国において納付する租税の税率を低くすることによって有効な CEN を達成する能力を有する。第 3 に、合衆国における CEN に関する議論は、それが合衆国内において設立された親会社を有する MNEs に対してのみ CEN を適用するから、MNEs に対して適用されるように誤って導く。Avi-Yonah 論文は、次のように主張する。

「消極的所得に対する居住ベースの課税は、この所得のほとんどを有する (とりわけ、関連法人が有する消極的所得を無視する場合には) 個人に対する再分配および分配の確保の必要に一致し、CEN の達成に一致する。……、源泉地国が個人および閉鎖法人の有する消極的所得に対する源泉ベースの課税を放棄することによって相当の歳入減となる、という可能性はない、と思われる。積極的所得に対する源泉地国による課税は、源泉地国に対するなんらかの歳入源を確保する必要に一致し、そのような所得のほとんどを MNEs が有する場合には、それに対して居住ベースで租税を課すことに賛成する主張は適用されない。したがって、現在の国際的コンセンサスには、それを簡素化して現代化する方法を考慮するときに留意すべき

有意義な利点がある、と思われる。」(1316頁)

3. 積極的所得と消極的所得との区別および合衆国の国際税制

Avi-Yonah 論文の第II章「積極的と消極的との区別および合衆国の国際課税」は、第A節「外国人納税者」、第B節「内国人納税者」および第C節「合衆国の現行のルールに対する代替方法」でこれを構成する。

Avi-Yonah 論文は、次のように序言を示す。

「合衆国の国際租税制度の基礎にある根本的な相違は、納税者の全世界所得に対して租税を課される内国人納税者（合衆国の市民、居住者、内国法人、パートナーシップおよびトラスト）と納税者の合衆国源泉所得に対してのみ租税を課される外国人納税者（その他すべての者）との間にある。内国人納税者は、その者の合衆国との属人的関係 (personal connection) のために、すなわち、居住ベースで合衆国によって租税を課されるが、しかしながら、合衆国はこのカテゴリーに非居住者たる合衆国市民を確かに含む。外国人納税者は、その者の合衆国との属地的関係 (territorial connection) のベースで、すなわち、源泉ベースで合衆国によって租税を課される。この相違が提起する1つの問題は、法人がその形式的な設立地 (formal place of incorporation) に基づいて内国法人または外国法人に分類されるから、居住ベースで租税を課されることと源泉ベースで租税を課されることとの間の選択がもともと納税者に委ねられている、ということである。それゆえに、内国人納税者が所得を外国において設立された法人に移転することによってその所得を居住ベースの課税から源泉ベース課税に移行させることが可能であり、その所得が国外源泉である（合衆国における取引または事業の行動に実効的に関係のない (not effectively connected with)）場合には、その帰結は現行の合衆国課税の回避となる。合衆国の現行の国際租税制度の相当程度の複雑さは、この問題を繰延対抗措置制度

(antideferral regime) をもって対処しようとする試みに由来する。」(1317頁)

第 A 節は、「積極的と消極的との区別は、合衆国が国内の源泉で生ずる所得に対して租税を課す 2 つの方法に反映される」(1317-18頁)として、一方では、第 1 次的な事業に係る積極的所得を含む合衆国における取引または事業に実効的に関係のある所得が、内国事業がこれを有する場合に租税を課されると同様の方法で純所得ベースで租税を課され、他方では、消極的所得を含む「設定された、確定され得る、年次または定期的な(fixed, determinable, annual or periodic; FDAP)」所得は、相対的に高税率をもって総所得ベースで通常は租税を課されるが、しかし、ソース・ルール (source rule)、制定法上の所得免除および租税条約の組合せが外国企業の積極的事業経営の一部として外国企業が有したときにのみ一般に租税を課されるような所得に帰結し、そうした所得はポートフォリオ投資家が有するときには一般に租税を課されない、という。

まず、Avi-Yonah 論文は、事業に係る積極的所得および実効的に関係のある所得について、合衆国における積極的事業経営に対する課税は相対的に直接的であるものの、合衆国における取引または事業に実効的に関係のある所得は、正規の税率で、かつ、国内の納税者が有する所得と同様に純所得ベースで租税を課される、と解する。

「『取引または事業 (trade or business)』および『実効的に関係のある (effectively connected)』という決定的な用語は〔内国歳入〕法典には（一定の例外はあるものの）定義されていないが、一連の決定および判例はこの制度に服する積極的事業経営をそれに服さない単なる投資活動と区別することを求めた。」(1918頁)

「一般に、実効的に関係のある所得の定義は、事業に係る積極的所得についての経済学上の定義に対応する。しかしながら、実効的に関係のある所得は、合衆国源泉から生ずる事業に係る積極的所得よりも広義であることも狭義であることもある。」⁽¹²⁾ (1918-19頁)

合衆国は、一定の場合には、消極的所得を実効的に関係のある所得として取り扱う。⁽¹³⁾

つぎに、Avi-Yonah 論文は、消極的所得について、消極的所得に対する課税に関する国際的コンセンサスに合衆国がどのように従うかを検討することは困難であるが、しかしながら、制定法上の基礎的な税率を超えて検討し、かつ、現行の制度がそれを積極的に課すかどうかを決定することが必要である、と解する。そして、キャピタル・ゲイン (capital gains)、利子、配当、賃借料および使用料について現行税制上の取扱いを検討したうえで、Avi-Yonah 論文は、次のように要約する。

「要するに、外国人納税者に対する課税は、積極的と消極的との区別に一般に従う。積極的所得——合衆国の取引または事業に実効的に関係のある所得——は、その源泉で合衆国租税に服する。FDAP に係る消極的所得は源泉徵収税に名目上は服するものの、制定法上のルール（たとえば、ポートフォリオ利子所得免除）、ソース・ルール（たとえば、配当、利子および賃金の源泉の確定に関する方式上のルール）、規則上のルール（たとえば、配当の源泉徵収に関する取扱い上のルール）および条約（たとえば、利子および使用料に対する 0 % 税率）の運用のために、合衆国は、ポートフォリオ投資家の有する当該の所得に対しては租税を課さないことがしばしばある。」

（1323-24頁）

「合衆国に特有の政策が消極的所得にその源泉で租税を課さないことである場合には、これは既述のルールと例外との混成よりも簡素な方法で達成され得る。」（1324頁）

第B節は、合衆国の内国人納税者が、その全世界所得に対して租税を課されるが、外国税額控除が国外源泉所得に対する外国所得租税に対応して合衆国の税率まで認められ得るもの、「これは合衆国の政策が源泉地国にすべての種類の所得に対する第1次的な課税管轄権を付与することである」（1324頁）という。

まず、繰延措置について、国外源泉所得に対する合衆国租税の繰延をする可能性は、内国人納税者のみがその全世界所得に対して租税を課され、かつ、法人が形式的な設立地国によって分類上の外国法人と内国法人との間で容易に選択することができる、という事実から生ずる。こうしたルールが適用される場合には、納税者は、国外源泉所得を外国で設立された子会社が有することによってのみその所得に対する合衆国租税の繰延をすることができるであろう、という。子会社がタックス・ヘイブンにおいて設立された場合には、その結果は、子会社の国外源泉所得に対する課税ではなく、繰延期間にについてこうした収益に係る利子に対する租税の所得免除と同じである。これは、繰延が長期的に続く場合には、現在の価値の観点で事実上の完全な所得免除となるであろう。

逆に、合衆国は重複する繰延措置を阻止する制度を備える。その制度は、合衆国の支配的株主の国外源泉所得に対する現行の課税または所得が合衆国で有されるときにはその所得に対する利子課徴金に帰結する。Avi-Yonah 論文は、「これらの制度のすべてに共通する態様および、その制度のほとんどを一体化する、というここで提案した簡素化した制度に共通する態様は、それらが国外消極的所得に適用されるのみである、⁽¹⁴⁾と特記すべきである」という。Avi-Yonah 論文は、次のように解説する。

「諸制度のこの組合せの帰結は、国外積極的所得が国外消極的所得よりも特権的地位を享受する、ということである。国外消極的所得が合衆国による規制の及ばない株主に対してさえも現行上は租税を課されることがあるけれども、ほとんどの国外積極的所得は、その積極的所得が国外で現行上は租税を課されない場合でさえも、租税を課されない。したがって、合衆国は、積極的所得に対して租税を課すべき第1次の権限を源泉地法域に一方的に付与するが、外国がその権限を行使しない場合でさえも、その所得が国外で保有される限り、居住地管轄権を主張しないが、しかし、その所得に対する二重課税を回避するために（合衆国の税率まで）外国税額控除を備え

ているにも拘わらず、現行上は国外消極的所得に対して租税を課すべきその居住地管轄権を主張する。」(1326頁)

つぎに、外国税額控除について、それによって国外源泉所得に対して合衆国の税率に制限されるその制限は、所得の分類項目（「バスケット（baskets）」）に応じて個別にそれを適用することによってさらに制限される。⁽¹⁵⁾ この「バスケット」システムに対する例外は、1つの分類項目にすべて一括される国外源泉の積極的所得である。⁽¹⁶⁾

Avi-Yonah 論文は、次のように要約する。

「要するに、内国納税者の国外事業に係る積極的所得は現行上は合衆国納税者に（配当、利子またはローンとしてさえも）分配されるまでは外国子会社を通じて収益を得る場合において源泉ベースの課税がないときでさえも、合衆国によって租税を課されない。さらに、それが分配されたときでさえも、上記の積極的所得は、平準化する（averaging）ルールがその所得に対してすべての外国租税に対する税額控除を一般に許容するから、特權を付与された地位に留まり、したがって、合衆国はこの所得に対する残余の租税さえも徴収することはほとんどないであろう。他方で、国外消極的所得は現行上は租税を課され（または利子追徴税に服し）、納税者は別個のバスケットにそれらを分割することでその租税に対する外国税額控除を実効的に否定することによって所得の源泉地で重い租税を課す国にその所得を投資することを差し控える。その結果として、合衆国は上記の消極的所得に現行上かつ十分に租税を課すように誘因されることが最も頻繁にあるであろう。合衆国が居住地国として積極的所得に対して租税を課す從たる権限を留保し、他国がその源泉地で消極的所得に対して租税を課す主たる権限を留保するものの、こうしたルールは、合衆国との間に租税条約が欠缺する場合でさえも、積極的所得に対する源泉地課税および消極的所得に対する居住地課税を—国際的コンセンサスが示すとおり—促進する。」(1328頁)

第 C 節は、合衆国の現行の国際租税制度が積極的所得と消極的所得との区別に一致する点もあれば一致しない点もある、と解し、「とりわけ、合衆国の源泉で生ずる若干の種類の消極的所得を有する外国人納税者に課される源泉徴収税の名目上の高い税率は、国際的コンセンサスおよび他の租税ルールと一致せず、そのシステム内においてかなりの複雑さを惹起」(1328-29頁)し、それに加えて、「外国税額控除に関するルールは、既述の国際的コンセンサスのもとで消極的所得に対する居住地課税の優先にもかかわらず、合衆国が消極的所得に対して外国租税の税額控除を認めるから、かなり複雑になる」(1329頁)と認識する。Avi-Yonah 論文は、合衆国がこの区別を継続して認めるべきか、「次のことによって歳入を最大限增收する方向に一方的に移行すべきかどうか、を考察することが有益である。つまり、(a)合衆国人納税者（およびその被支配外国子会社）の国外源泉の事業に係る積極的所得に対する繰延措置を廃止すること、(b)（方式上よりもむしろ）経済学に基づく源泉に関するルールのもとで合衆国の源泉に係る所得のすべてに対して源泉ベースの課税をなすことである」(1329頁)との学界の提案を指摘する。Avi-Yonah 論文は、まず、繰延措置の廃止について、国外積極的所得に対する繰延措置を廃止することが、CEN を留保する方法と歳入増の措置との双方として提案されているものの、効率性を高めるかどうかは疑わしく、歳入増にはならないであろう、と解する。⁽¹⁷⁾

「それに加えて、繰延措置を廃止すべき旨のここでの提案は、被支配外国法人のみに適用される。しかしながら、純粹に合衆国の観点から繰延措置を……争うために、現行の合衆国課税は、外国法人が支配されていると否とを問わず、また、所得が消極的であると積極的であると問わず、外国法人を通じて有する所得のすべてに適用されるべきである。その制度は、合衆国人株主が支配されていない外国法人にその所得を分配する方法をもっていないから、……、所得が分配されるときに利子課徴金を伴う租税を納付する機会を含まない。

ければならないであろう。しかしながら、その選択でさえも、納税者に対して重い負担を課し、納税者はきわめて小さな割合の株式のみを保有する外国法人へ納税申告書に必要な情報を開示する困難を伴うことがある。繰延措置を廃止することにその負担の価値があるかどうかは疑わしい。」(1330頁)

つぎに、Avi-Yonah 論文は、合衆国で経済的に生ずる所得のすべてに対する課税について、それは「⁽¹⁸⁾繰延措置を廃止するよりもはるかに重大な障礙に当面する」(1330頁) として、次のように解する。

「合衆国が国際租税制度において補完的および均一的な 2 つの変更、すなわち、合衆国源泉に係る（配当を含む）ポートフォリオ所得に対する課税を放棄することおよび国外源泉に係るポートフォリオ所得に対する外国税額控除を廃止することを一方的に採用し得る場合には、執行し得ないものを執行しようと試みる代わりに、相当程度の簡素化および多大の一貫性が達成され得るであろう、と思われるであろう。」(1331頁)

さらに、Avi-Yonah 論文は、ポートフォリオ所得に対する源泉ベースの課税の廃止について、それを廃止すると、多大の便益を生ずるであろうから、これによって「合衆国はインバウンド投資（inbound investment）に関する租税ルールを相当程度に簡素化し得るであろう」(1331 頁) と予測する。Avi-Yonah 論文は、次のように指摘する。

「この提案をポートフォリオ所得に制限するのは、すべての（まさしくポートフォリオ所得ではない）消極的所得が居住ベースで租税を課されるべきであるとコンセンサスが要求する範囲内で、国際的コンセンサスに一致しない、と解されることがある。しかしながら、その制限が課されない場合には、合衆国が現行のルールのもとで移転価格〔税制〕を執行するに当たって困難があるために、積極的所得に対する源泉ベースの課税を実効的に執行することができるかどうかは疑わしい。移転価格〔税制〕に関する国際的コンセンサスが

欠如する場合には、合衆国源泉の事業に係る積極的所得に対してなんらかの租税の徵収を確保するために、対外直接投資に利益等の分配された消極的所得および合衆国における取引または事業に実効的に関係のある消極的所得に対して源泉徵収税を維持することは必要である、と解されるであろう。同じ理由で、収益を分割するルールは存続させる必要がある。しかしながら、提案したルールのもとで合衆国のすべての対外投資の過半数が源泉徵収税から免除されるであろう。」(1332頁)

つまり、Avi-Yonah 論文は、ポートフォリオ FDAP 所得に対する源泉徵収税の一方的な廃止を提案する。これには、歳入減という異議と、合衆国が相互主義に基づいて減額することができる源泉徵収税を備えていた場合を除き、他国が合衆国と租税条約を締結してその源泉徵収税を減額する誘因がないであろうという異議とが想定される、という。

最後に、Avi-Yonah 論文は、国外源泉に係るポートフォリオ所得に対する外国税額控除の排除について、「積極的所得に係る租税プラス、重要な合衆国直接投資家(たとえば、法人の株式の10%以上を所有する株主)に対する外国法人による利益等の分配に相当する消極的所得に係る源泉徵収税に対して税額控除のみを認めるが、しかし、ポートフォリオ所得に係る外国源泉徵収税に対する税額控除を否定してその租税に対する所得控除のみを許容することによる外国税額控除のメカニズムの簡素化を含む」(1333頁)と示唆して、バスケット・システムの廃止を提案する。

「この提案に対する—その簡素化の可能性以外の一論理的根拠は、合衆国が国際的コンセンサスのもとで租税を徵収する第1次的権限を有する所得に対して外国租税を税額控除すべきでないことおよび、合衆国がそうする場合には、源泉地国が損失を被らないであろうということである。」(1334頁)

Avi-Yonah 論文は、今日の流動し得る資本市場において、ポートフォリオ消極的所得に対する源泉徵収税を引き下げるためにすでにかなりの

抑圧があり、その租税の税額控除を拒否すると、それがその引下げに対してそれ以上に寄与するであろう、と予測する。⁽¹⁹⁾

「これ以上に根本的な提案は、外国税額控除を完全に廃止すること、国外積極的所得に対して所得免除を認めることおよび国外消極的所得に対して税額控除をすることなく全世界ベースで租税を課すことを論理的必然として意味するであろう。この結果は、現行のシステムのもとで相当程度の範囲すでに達成し得たといえる。法人が国外積極的所得に対して高い税率と低い税率とを平準化する能力を有するから、残余の合衆国租税がその所得に対して徴収されることは相対的にまれである。国外源泉に係る積極的所得に対する所得免除は、発展途上国に便益を与え、合衆国が積極的に認めようとしなかつたみなし税額控除 (tax sparing credit) に対する代替方法として機能するであろう。しかしながら、こうしたシステムは、現行の制度の最も弱点である積極的所得の源泉に関する定義に対して大きな抑圧を与えるであろう。したがって、積極的所得の源泉を確定する (sourcing) という論点が実効的に解決されない場合には、その所得に対する合衆国租税からの完全な所得免除を認めることは相当程度に遠のくであろう。」(1335-36頁)

4. 合衆国の現行国際税制における主要な問題

Avi-Yonah 論文の第III章「現行の制度における主要な問題」は、第A節「個人に対する居住ベースの課税の執行」、第B節「積極的所得の源泉による配分」および第C節「コンセンサスのある解決への到達」でこれを構成する。

Avi-Yonah 論文は、消極的所得に対しては主として居住ベースで租税を課すが、他方で、積極的所得に対しては主として源泉ベースで租税を課す、という国際的コンセンサスについて、次のように序言を示す。

「国際的コンセンサスは……構造の全体を崩すおそれのある主要な

2 つの流れを最近では被っている。つまり、個人に対する居住ベースの課税を執行するに当たっておよび、なにが事業に係る積極的所得の源泉であるかを確定するに当たってのそれぞれの困難の増大である。第 II 章で提案した簡素化の措置は合衆国がこれを一方的に採用することができるけれども、その基礎にある問題の双方はコンセンサスを伴うアプローチを通じて取り扱われ得るのみである。」

(1336頁)

第 A 節は、実務的かつ現実的な問題を取り扱い、「先進国でさえも、とりわけ、タックス・ヘイブンからの個人の全世界所得に対する居住ベースの課税を実効的に執行することが困難であると認め、発展途上国はこの職責を不可能であると認める。ポートフォリオ投資が増大してますます移転可能になっているから、この問題はさらに深刻になっている」

(1336頁) と認識する。

「消極的所得に対する源泉ベースの課税は、源泉地国が執行するために必要な情報の保有を期待する場合には、源泉地国がそれを保有するから、居住ベースの課税よりもかなり実効的である。しかしながら、源泉ベースの課税は、タックス・ヘイブンの存在によって、さらに、なんらかのポートフォリオ所得をタックス・ヘイブンに移転するおそれのために先進国がその所得に対する源泉ベースの課税の徴収ができないことによって妨げられる。それでも、……個人に対する居住ベースの課税は、公平(再分配)、効率性(CEN)および執行上の算定可能性という根拠で優先され得る。」(1336頁)

Avi-Yonah 論文は、このジレンマを解消するための優遇措置が、第 1 に、「租税条約のもとでの情報交換プログラムの質を向上させることであり、したがって、先進国は、発展途上国との間で居住ベースの課税の実効的な執行に対して必要なデータ、とりわけ、タックス・ヘイブン投資に関するデータを共有する」(1337頁) ことであり、第 2 に、「先進国が居住地国の便益のために所得の源泉地で源泉徴収税を集中させるプログ

ラムを確立する」(1337頁) ことである、という。

「このシステムの発展を 2 段階で考えることができる。第 1 段階では、OECD の加盟国と一般にいわれ得る先進国が税額控除をなされ得ないバックアップ源泉徴収税を統一税率で……徴収することに合意するであろう。この租税は、タックス・ヘイブンへかなりの投資を誘因するが、しかし、その税率はこの動向の範囲を制限するに十分に低いであろう。その租税の本質的な態様は、租税の競合を妨げる主要な資本輸入国すべてによるその統一的な適用である。第 2 段階では、投資家は、クリアリングハウスのメカニズム (clearing-house mechanism) によって源泉徴収税が居住地国における投資家の所得租税債務に対して税額控除をなされ得る、というそのメカニズムを確立する協定を居住地国が資本輸入国との間で締結するようには奨励するであろう。」(1338頁)

第 B 節は、「積極的所得に対する租税が主として適正である国を確定するから、この所得の源泉確定は決定的である。積極的所得の配分に関するコンセンサスが存在しない場合には、その結果は過重課税または過少課税のいずれかである」(1339頁) と認識して、次のように解する。

「積極的所得に対する源泉ベースの課税に関する最も重要な論点は、MNEs の所得租税の課税標準を課税法域間で配分するという適切な方法に關係がある。……、一般に、この問題に対しては 2 つのアプローチがある。一方のアプローチは、独立当事者間の方法 (arm's-length method) であり、それは MNE に含まれる各法人を租税の目的のために個別の法的主体 (legal entity) として尊重する。他方のアプローチは、ユニタリーまたは方式上の割当の方法 (unitary or formulary apportionment method) であり、それは MNE の全体を一体の団体 (one unit) として取り扱って、方式に従ってその所得を課税法域間で割り当てる求めることを求める。」(1339頁)

まず、Avi-Yonah 論文は、独立当事者間の配分について、次のように

理解する。

「独立当事者間の方法は、MNE の子会社または支店であり得る各構成要素である団体を個別の所得租税の課税標準の団体として取り扱い、その団体が独立当事者間で MNE の他の部門と取引を行っていた場合に発生したであろう仮設上の取引に基づく一所得の一定の額を課税法域における源泉に割り当てることによって一その所得を再構成することに関係がある。」(1339-40頁)

独立当事者間の方法を適用する典型的な場合は、MNE の部門間での各取引に対して明確に比較され得る取引を認定し、その取引に基づく各割合から所得を引き出すことに関係がある。独立当事者間の方法が MNE の構造から生ずる租税の優遇を中立化するから、それは魅力的であり、それゆえに、事業は租税を理由として MNE の方式に導かれないであろう、という。

つぎに、独立当事者間の基準の修正については、適切な移転価格を決定するために、コスト・プラスの方法および再販売価格の方法が採用された。独立当事者間の市場における不完全のために MNEs が存在する場合には、その意味は、MNE が事業から独立当事者間の競争者を引き出したであろうから、MNE が成功するときには、比較され得る取引が認められないであろう、という。

「この分析は、その MNE の部門が独立当事者間でお互いを取り扱う場合には、MNE の利得の残余が全体としてその部門の総額よりもより高額であろう、と示唆する。比較され得る取引のないときに関連のある当事者間で利得を配分する 1 つの方法は、各当事者が果たす職務を分析して各当事者に比較され得る職務を果たす主体の収益 (return) に基づいてその職務に適する収益を配分することである。しかしながら、MNE がその部門の総額よりも多くの利得を有する場合には、この方法でさえも、MNE の存在から単に生ずるそれ以上の利得を全体として示すから、MNE のいかなる部門にも配

分されることができない残余額があるであろう。この残余額は、理論的根拠でいずれかの当事者にその全体において配分され得ない。」
(1343-44頁)

Avi-Yonah 論文は、判例について、次のように分析する。

「……、連邦裁判所は、経済的に認められ得ないときには、比較され得る取引を認定するように曲解した。たとえば、*United States Steel Corp. v. Commissioner* 事件において、連邦控訴裁判所は、⁽²⁰⁾ 広範に異なった質量およびリスクにも関わらず、その結果が『経済的な実体 (economic reality)』を反映しないと裁判所が解する場合でさえも、比較され得る取引がある、と認定した。類似の結果は *Bausch & Lomb, Inc. v. Commissioner* 事件においても到達された。⁽²¹⁾ 租税裁判所は、比較され得る取引が関連のある当事者間に存在する極端に異なった経済的条件にも拘わらず有効に選択された、と判示し、連邦控訴裁判所は、かかる相違が『一般に被支配主体が独立の主体間の取引に比較され得るときには常に妥当するであろう』から原審を認容した。」(1345頁)

この一連の判例は依然として存続している、という。そして、合衆国が独立当事者間の方法を適用するものとして修正する新規則は、1994年7月に施行された。

さらに、新規則第482条について、これは「伝統的な CUP [comparable uncontrolled price]、コスト・プラスの方法および再販売価格の方法を留保しているけれども、2つの有意義な新機軸を導入している」(1346頁) という。第1に、比較され得る利得の方法 (comparable profits method; CPM) が新規に導入され、そのもとで被審査当事者 (tested party) の遂行する職務が分析され、そこで、被審査当事者の利得レベルは比較され得る職務を遂行する当事者の利得に対応する。第2に、被審査当事者の利得は、比較され得る当事者が有する利得の範囲内に該当するよう整合され得る。しかしながら、この方法は「各当事者がその職務に適す

る収益を配分された後の残額を処理すべきものを指定しない」(1346頁)と指摘する。

「利得分割の方法について顕著な事実は、それが本質的にユニタリーまたは方式上の割当の方法である、ということである。つまり、当事者の双方の一体の残余利得全体は、当事者の一定の帰属の比較に基づく方式に応じた分割である。……。CUP から移行する各段階とともに、要求される比較可能性のレベルは低下するが、しかし、関連のある当事者間の一括の組み合わされた利得をどのように分割するか、という基礎になる論点により密接になる。」(1346頁)

最後に、移転価格のコンセンサスについて、それがなにと類似するかを検討する。

「妥協によるコンセンサスは、次の趣旨で国際的に採用され得る、と示唆することができよう。第 1 に、独立当事者間の（……）比較され得る取引がある場合には、それは関連のある当事者間の適切な利得分割の最も適切な表示であり、その所得はそのベースで配分されるべきである。第 2 に、比較され得る取引がない場合には、各法域における MNE の部門について機能的分析が行われるべきであり、収益は、独立当事者間の取引における同一の職務を遂行する当事者の有する利得ベースで各職務に配分されるべきである（……）。機能的分析は、賃借料に対するベースを提供する法域に対するその賃借料の配分を含むべきである（……）。」(1347-48頁)

そして、製造業である MNE の場合における最も可能な解決は、その MNE が経営している国のすべてにおいて、MNE がタックス・ヘイブンの利用を通じてさえも操作することが困難である MNE の有体物の資産および販売に基づいて残余の分割である、という。製造業である MNEs が発展途上国で経営する場合および先進国で販売する場合には、これら 2 つの要素の援用は、2 つのタイプの国間での概略的にさえも残余の配分という結果であろう、という。しかしながら、残余を割

り当てる別のある方法は、天然資源および金融サービスのような産業において適用される必要がある、という。

「MNE の利得を配分するという提案したシステムの 2 つの側面は、残余を割り当てるために採用された明確な方法に比べて重要である。第 1 に、いかなる配分方法も、同様の利益によって支配されるすべての関連のある法人を租税の目的のために単一の団体として取り扱うことから始めなければならない。支配 (control) の定義は、アメリカ法律協会の提案した定義および第 482 条のもとで援用されるものに類似する広範かつ柔軟なものであり得るし、……概説した方法の運用は、被支配グループが団体として経営していないときに、純粋な独立当事者間の別個の考慮と同等である結果を認めるであろう。……。第 2 に、採用された配分方法は、親会社がいずれの地で設立、管理または支配をされるかという人為的な根拠で MNEs 間で区別してはならない。この区別は、現在の世界経済においてますます無意味になっており、最も有利な国において親会社の再設立を単に奨励する（……）。」（1348-49 頁）

第 C 節は、「税務当局による多角的措置よりもむしろコンセンサスおよび協力による国際課税の変更を絶望視することは流行である」（1349 頁）と認識して、源泉地国と居住地国との間での所得の配分に対するコンセンサスについて、次のように示唆する。

「居住ベースの課税の執行および積極的所得に対する源泉地の確定に関してコンセンサスに至ることに賛成する立場は、一般的な構造に関するコンセンサスに至ることに賛成する立場が 1923 年にあったと少なくとも同様に今日では有力である。1923 年と比較して、世界経済は相当に統合されており、資本の国際的な流れは相当に広範囲にわたっており、MNEs は世界の GDP の非常に高い割合を占めている。さらに、コンセンサスは、個人（ポートフォリオ所得に対するバックアップ源泉徴収の場合）および MNEs（積極的所得をそ

の源泉地に配分する場合) の重大な過少課税を回避するために必要である。先進国も発展途上国もともに合意に至ることから得るものが多く、失うものはほとんどなく、重要な歳入は関係当局すべてがそうしないことから失われる。」(1350頁)

コンセンサスに至ることがすべての当事者の利益に適うと推定すると、Avi-Yonah 論文は、どのようにしてそれに至ることができるかについて、次のように提案する。

「国際貿易交渉において合意に至るという進展が最近ではあり、その進展は、合意に至るに当たって相反する利害および現実のコストにも関係があるものの、モデルとして寄与し得る。……特定した 2 つの論点を解決するために、……、おそらく国際投資に関する新たな多国間合意という関係において、GATT に類似する交渉の枠組みを確立することが適切であろう。合衆国は、国際租税問題における伝統的な主導国としてこうした枠組みを、まず、OECD 加盟国間での交渉に対して提案し、つぎに、発展途上国をも含むべく拡大するに当たって主導すべきである。」(1352頁)

5. 国際税制を簡素化するコンセンサス

Avi-Yonah 論文の第IV章「国際租税制度の簡素化に関してコンセンサスが得られると、それを簡素化する」は、第A節「簡素化の提案」および第B節「法人統合の効果」でこれを構成する。

本章は、その見出しが示しているとおり、Avi-Yonah 論文の結論に当たる。そこでは、「統一的な源泉徴収税が先進諸国によって設定され、MNEs の所得を租税を課す法域間で配分するために各 MNE を单一の団体として取り扱う、というコンセンサスのある方法が採用された」(1352頁) と仮定して、ここで提案する「簡素化された国際所得課税システム」を、次のように縮約する。

「個人納税者はすべて、その積極的所得と消極的所得とに対して、

その源泉がいずれの地にあろうとも、居住地国によって租税を課されるべきである。これは、……、相対的に少数の個人納税者が支配する法人の場合において不透明な待遇を要求すべき規定を論理必然的に意味するであろう。個人に対する課税は、租税条約のもとで歳入が居住地国に移されるに伴って、源泉地国によるバックアップ源泉徴収を通じて、また、バックアップ源泉徴収の実施を拒否する源泉地国を対象とする情報交換によって執行され得るべきである。」

(1352-53頁)

「株式公開法人（MNEs）はすべて、コンセンサスのある方式を適用することによってユニタリー・ベースで確定される所得の源泉をもって、もっぱら源泉ベースで租税を課されるべきである。この目的のために、MNE 内での法人内部取引はすべて無視されるべきであり、源泉地国外で MNE が有する消極的所得は、MNE の事業に係る積極的所得と同様のベースで配分されるべきである。それに加えて、いずれの地に MNE が経営統括本部を設置するか（またはいずれの地に各子会社を設立するか）は問題とすべきではなく、MNE の居住は意味をもつべきでない。」(1353頁)

この制度は、個人と法人との区別に依拠するから、すなわち、ほとんどは消極的所得を有すると推定されて居住ベースで所得租税の課税標準とされ得る個人と、ほとんどは積極的所得を有すると推定されて源泉ベースで所得租税の課税標準とされ得る法人との区別に依拠するから、2つの問題を提起する。第1は、国外源泉で個人が個人企業、パートナーシップおよび閉鎖法人を通じて有する積極的所得に対して租税を課す方法である。第2は、消極的対外投資法人（Passive Foreign Investment Companies; PFICs）のような公開持株法人を通じて有する消極的所得に対して租税を課す方法である。双方の問題の論点は、第1に対しては源泉ベースの課税を、第2に対しては居住ベースの課税を示唆するよう所得の性質に応じた課税を優先するか、第1に対しては居住ベースの

課税を、第 2 に対しては源泉ベースの課税を示唆するように究極の納稅者的一体性 (identity) をベースとする課税を優先するか、である。Avi-Yonah 論文は、次のように主張する。

「概して、個人が有する積極的所得に対しては居住ベースで、PFICs が有する消極的所得に対しては源泉ベースで、それぞれ租税を課すことを支持する執行上の簡素化を確信する。個人の国外積極的所得に対して源泉ベースで租税を課す場合においてその所得が個人に対してその全世界租税のベースに含まれ得るときには、それは外国税額控除システムの維持を要求するであろう。さらに、子会社および (パートナーシップを含む) 支店が同一の方法で所得租税の課税標準とされ得るときには、それは支店収益租税メカニズム (branch profit tax mechanism) を要求するであろう。」(1353頁)

第 A 節は、「合衆国の現行の国際租税法ルールにおいて……次の変更が合衆国の制度で採用されると、真に卓越した簡素化が達成され得る」という。

そして、Avi-Yonah 論文は、次のように提案する。

「1. ソース・ルールは完全に廃止し得る。最近では、ソース・ルールは 2 つの機能を果たしている。つまり、外国人納稅者に対する課税を合衆国の源泉所得に限定することおよび税額控除され得る外国租税を国外源泉所得に対して賦課される税額に限定することである。第 1 の機能は、所得の源泉での外国人個人に対する課税は (理論的な源泉ではなく、実務的な執行可能性に関連づけられる徵収メカニズムを除き) ないであろうから、また、外国法人に対する課税がユニタリー方式によって決定されるから、不適切であろう。第 2 の機能は、外国税額控除がないであろうから、不適切であろう。経費に関するソース・ルールも、MNEs が単一の団体として、かつ、全世界経費がその方式のも

とで配分された後のその全世界収益として取り扱われるであろうから、廃止し得る。

2. 外国税額控除のルールは完全に廃止し得る。税額控除は個人の消極的所得に対する源泉ベースの課税には与えられるべきではない。税額控除は、それが所得免除システムのもとでも租税を課されるであろうから、積極的所得に対する外国課税にも与えられるべきではない。つまり、方式によって合衆国に配分され得る MNE の所得のその部分のみが租税を課されるべきである。二重課税の争点は、所得免除システムを備える国によって現行上はこれを処理しているとおり、条約の手続に従ってこれを処理し得る。
3. 繰延対抗措置に関するルールについて、subpart F は、MNE 内で生ずる消極的所得が無視され、かつ、積極的所得が配分されると同様の割合で方式によって MNE 外から生ずる消極的所得が配分されるから、廃止し得る。閉鎖会社に関する繰延対抗措置に関するルールは、これを存続させ、かつ、統合すべきであり、積極的所得と消極的所得との双方に関連させるべきである。PFIC に関するルールは廃止し得る。
4. 支店収益租税は、消極的所得に対する源泉ベースの課税の代替であるから、廃止し得る。
5. 内国歳入法典第482条は、MNEs に対する配分方式のために、国際取引に対しては一般に要求されないであろう。
6. 収益分割に関するルールは、関連する当事者に支払われた利子であって、MNEs が単一の団体として取り扱われる場合に無視される利子にのみ適用されるから、廃止し得る。」(1354-55頁)

したがって、合衆国における所得租税システムの国際的な側面は、閉鎖持株法人を通じて個人が国外で有する所得に対する現行の課税を確保

するルールおよび MNEs に対する单一のソース・ルールに限定されるであろう、という。Avi-Yonah 論文は、このレベルの簡素化が、源泉地での積極的所得および居住地での消極的所得に対して租税を課すという原則を拡張してならびに MNEs の一部を構成する関連法人の間での人為的な区別および閉鎖会社とその株主との間の区別の双方を無視するという傾向を拡大して達成し得る、と主張する。

第B節は、法人所得租税と個人所得租税との統合に関する論点を取り扱い、「エコノミストや租税法学者の間では、法人所得に対して、まず、その所得を法人が有する時に、つぎに、その所得を株主に配当する時にというように二重に租税を課す（合衆国のような『旧い』システムにおける……）場合は（設立されていない主体を通じて投資を行うための誘因となる租税のために）重要な福祉の縮小および（控除対象の配当と控除対象外の利子との間で区別するための必要のために）複雑さの増大となる、というコンセンサスがある」(1355-56頁)という。しかしながら、統合 (integration) は、法人の有する積極的所得または配当で法人から株主に生ずる消極的所得のいずれか一方が租税を課されるべきではない、ということを意味するから、国際的コンセンサスに対して問題を提起する。統合は、法人レベルで減税すると、積極的所得に対する課税をその源泉ベースで崩し、株主レベルで減税すると、消極的所得に対する課税をその居住ベースで崩す、という。

「統合を採用したほとんどの国は、条約による場合を除き、条約によるときでさえも通常は租税システムを統合し、かつ、相互主義に基づき得る国との条約においてのみ、その便益を外国人株主には拡大しない。しかしながら、この結果は、条約の国際的なネットワークの基礎にもある無差別の原則に違反する。」(1356頁)

統合は、積極的所得に対する源泉ベースでの課税および消極的所得に対する居住ベースでの課税の留保を求める既述の提案とどのように調和し得るか、という問題に対して、法人レベルと株主レベルとで租税の統

合を達成する 3 つの方法を考察する。

「第 1 の方法は、株主に対して賦課される租税について単なる源泉徴収の方式として法人の機能を強調する。統合は、理論的には、法人税を完全に廃止してすべての法人を抜け道の手段 (pass-through vehicles) として取り扱うことによって達成され得るであろうが、しかし、執行上は複雑であるから、また、法人という形態によって与えられる徴収の利点の理由で、その代わりに、法人レベルで源泉徴収税を徴収し、そこで株主の個人的債務に対する源泉徴収税を税額控除することによって達成される。(この方法は法人租税が株主に帰属するから『帰属 (imputation)』方法と、株主に与えられる税額控除は帰属税額控除 (imputation credit) ときには呼ばれる。)」
(1357頁)

「第 2 の方法は、異なったタイプの投資、すなわち、配当、利子、使用料および賃金の間で企業の積極的収益を配分する諸種の方法の区別を強調する。この観点から、支払い時に法人租税のベースから控除される利子、使用料および賃金ならびに控除され得ない配当に与えられる異なる取扱いに正当化事由はない。したがって、統合は配当を控除し得るようにすることによって達成され得る。」(1357頁)

「第 3 の方法は、同一の所得に二重に租税を課すこと回避する、という要請を強調する。この観点から、統合は、法人租税を変更せず滞留するが、しかし、配当を所得から除外することによって達成され得る。」(1357頁)

これらの方針のうちで、配当の控除の場合には、源泉地国は、積極的所得に対する源泉ベースでの課税権限を放棄する。配当の除外の場合には、居住地国は、消極的所得に対する居住ベースでの課税権限を放棄する。これらの変更は諸国間でコンセンサスのある歳入の配分を妨げないし、諸国は適切であると認めるように旧いまたは統合された課税システムを自由に維持する。

居住地国が旧い税制を備えている場合には、居住地国が源泉地国で生ずる株主への類似の便益を認めないのであろうから、相互主義の原則に違反するであろう、という。さらに、帰属の税額控除を外国人株主に認める場合には、それは、居住地国からの株主が源泉地国の法人に投資を行い、かつ、その法人から配当を受ける誘因を有するであろうから、中立性の原則に違反するであろう、という。

「これらの考慮のために、旧い租税システムを備えている国もある世界において、統合の税額控除が外国人株主に一般に拡張され得る、という可能性はない、と解される。この結論は、ヨーロッパ連合における直接課税の調和を達成するという関係において統合の論点を研究するように諮問された Ruding 委員会が到達したものであつた。Ruding 委員会は、本稿で示した全世界的な提案に完全に類似する調和された直接課税システムをヨーロッパ連合が採択すべきである、と勧告した。一般に、同委員会は、消極的所得がヨーロッパ連合において完全に居住ベースで租税を課されるべきであり、かつ、源泉徴収税が居住地国の便益のために配当に課されるバックアップ源泉徴収をもって配当、利子および使用料に関して廃止されるべきである、と勧告した。さらに、同委員会は、移転価格紛争を排除しない場合には、それを緩和するために確立された仲裁手続をもって、積極的所得が源泉ベースで租税を課されるべきである、とも勧告した。⁽²²⁾」(1358-59頁)

最後に、Avi-Yonah 論文は、次のようにこの論文を締め括っている。「その帰結する妥協が完全ではない—その妥協が源泉地国に（税額控除を受ける権限を有する）内国人株主と（税額控除を受ける権限を有さない）外国人株主との間での差別を許容する—けれども、Ruding 委員会の勧告は、旧システムを継続して維持する国もある世界においてコンセンサスを達成する最大の可能性を提示するものと思われる。しかしながら、旧い法人課税の最も重要な擁護国であ

る合衆国が統合された租税制度を常に採用する場合には、世界のほとんどの国はそれに従う可能性がある。その場合に、統合の税額控除を相互主義に基づいて認めるることは本稿において記述した国際的コンセンサスを台無しにすることなく、それを達成することは容易であろう。」(1359頁)

6. 結びに代えて

Avi-Yonah 論文は、現行の国際租税制度の不備について、個人に対する居住ベースの課税の執行と多国籍企業の所得の源泉地国間での配分の困難とを明確にしたうえで、その解決策として、源泉地国のバックアップ源泉徴収を通じた居住ベースの課税の執行とユニタリ方式に関する国際的合意とを提案し、これによって国際課税の簡素化を図ることができる、と主張しつつ、法人とその株主に対する課税の統合のアプローチを採用する国によるその合意の適用の方法をも提案するものと理解することができる。

Avi-Yonah 論文は、次のようにその要旨を理解することができる。

まず、経済的忠誠の原理を課税管轄権の基礎と解して、国際二重課税については、実務的な根拠から源泉地国が課税の優先権を有すべきである、という。国際租税制度の目標として、事業に係る積極的所得を源泉地国課税とし、また、消極的所得を居住地国課税とすべきである、という。租税条約における積極的所得に対する恒久的施設に連結する課税にはその連結する概念が妥協の所産であり、また、消極的所得に対する源泉地国課税の税制が廃止されてはいない、という。積極的所得と消極的所得との区別の基準が現行税制の基本的な要素である、としたうえで、その区別について、前者に対する課税が企業の利得に対する課税であり、後者に対する課税がその利得の投資家間での配分に対する課税である、としつつ、そこでは経済活動に対して行使される支配権の程度が問題となり、実質的には、これが株式公開法人、個人、閉鎖法人その他の法的

主体の間での区別と重複する、という。ここで、Green 論文が担税力という観念と源泉ベースの課税とを比較することができないからその課税の廃止を主張したのに対して、Avi-Yonah 論文は、担税力が源泉を問わず生ずる所得をもって査定されるから、源泉地国を担税力に基づく所得租税と調和させることができない、という。そこで、国際二重課税を回避する方法として、個人については居住地国課税を優先する、というものの、個人の居住を確定する方法をもってしては法人の居住を確定し得ないし、株主への収益の転嫁が複雑な操作であるから、執行上は不可能である、という。そして、消極的所得に対する居住地国課税は個人利益の再配分の確保および資本輸出中立性の達成に適合し、また、積極的所得に対する源泉地国課税は源泉地国の歳入源の確保に適合するから、最近の国際的コンセンサスはそれを簡素化するに当たってこの点が留意点である、という。

つぎに、合衆国の国際課税の観点から、積極的所得と消極的所得との区別について考察し、現行のルールに対する代替方法を提案する。繰延措置の廃止は被支配外国法人に対してのみ適用すべきであるものの、外国法人が支配されていると否とを問わず、また、所得が消極的であると積極的であるとを問わず、外国法人のすべての所得に対して合衆国税制を適用すべきである、という。また、ポートフォリオ FDAP 所得に対する源泉徴収税の廃止、国外源泉に係るポートフォリオ所得に対する源泉徴収税の廃止を主張する。抜本的には、外国税額控除の完全な廃止、国外積極的所得に対する所得免除を指向し、さらに、国外消極的所得に対して税額控除をせず全世界ベースでの課税を想定するものの、積極的所得の源泉の確定が実効的になされない限り、完全な所得免除を認めるることはできないであろう、という。

さらに、現行税制の問題点として、個人に対する居住ベースの課税の執行上の問題、積極的所得に対する源泉地の確定に関してコンセンサスに至ることに賛成する立場は、1923年当時すでに採られていたが、しか

し、現在では世界経済の統合が進み、資本の国際的な流れが広範囲に及び、多国籍企業が相当程度の GDP を生み出しており、また、個人に係るポートフォリオ所得に対するバックアップ源泉徴収の場合や多国籍企業の積極的所得についてその源泉地を確定するときに生ずる過少課税を回避する必要性から、国際的コンセンサスに至ることが国、国の税務当局、納税者にとって利益に適う、という。

そこで、Avi-Yonah 論文は、国際税制の簡素化として、個人と法人との区別という観点で、次のように提案する。

個人に対する課税は、その積極的所得と消極的所得とに対して、その源泉がいずれの地にあっても、居住地国課税とすべきであり、租税条約のもとで歳入が居住地国に移されるに伴って、バックアップ源泉徴収の実施を拒否する源泉地国を対象とする情報交換によって執行され得るべきである。また、株式公開法人に対する課税は、ユニタリー・ベースで確定される所得の源泉をもって、排他的に源泉ベースの課税とすべきである。そして、多国籍企業の法人内部取引を無視すべきであり、源泉地国外で多国籍企業が有する消極的所得は、その企業の事業に係る積極的所得と同じベースで配分されるべきであるから、多国籍企業がいずれの地に経営統括本部を設置するか、子会社を設立するかは問題とすべきではない。そのうえで、Avi-Yonah 論文は、概して、個人の積極的所得に対しては居住ベースで、消極的対外投資法人の消極的所得に対しては源泉ベースでそれぞれ租税を課すことを支持する執行上の簡素化を確信する。その「卓越した簡素化」税制ルールについては、すでに訳出したところである。Avi-Yonah 論文の提案した国際課税の構造に対する簡素化のルールは、国際取引と所得課税について主として問題となる事項、すなわち、非居住者・外国法人に対する所得課税、二重課税の排除、タックス・ヘイブン対策税制、移転価値税制、過少資本税制に関する事項をほぼ網羅的に取り扱う包括的なものと推知することができよう。

ところで、企業レベルの課税に関する現行の国際課税システムは、純

粹な源泉ベースのシステムではなく、源泉ベースの課税と居住ベースの課税との混成システムである、といってよいであろう。

Avi-Yonah 論文が言及する Green 論文は、源泉ベースの課税に関する国際税制の不安定性を分析して、この問題に対する 1 つの解決策として居住ベースの妥当性について議論を展開する。Avi-Yonah 論文は、積極的所得と消極的所得との区別の基準が現行税制の基本的な要素である、として、積極的所得に対する課税が企業の利得に対する課税であり、消極的所得に対する課税がその利得の投資家間での配分に対する課税である、という。

そこで、「次の世紀」となった現在において、Avi-Yonah 論文からの教示として、所得を積極的所得と消極的所得とに区別して、その区別に応じて別個の課税を指向することも有意義なものである、といえるであろう。所得を個人所得と法人所得に区別することで足りる時代ではないとすれば、所得を積極的所得と消極的所得とに区別することになるといえるからである。そして、個人レベルでの課税は居住地国課税とし、企業レベルでの課税は源泉地国課税とするものの、そこでは、ユニタリー方式の定立によって、柔軟な対応がなされ得ると同時に、相当程度の簡素化が図られるものと筆者には考えられる。

それにしても、今後、個人レベルでの課税については、居住地国課税としてもそこには居住性の判定が課題となろう。さらに、企業レベルでの課税については、法人のポートフォリオ所得に対する課税がさらに検討を要すると思われるし、ユニタリー方式についてより詳細な方式の定立も課題となろう。

【注】

- (1) 廣江健司「国際租税法研究序説——アメリカ合衆国における国際課税の当初の趣旨」桐蔭法学 5 卷 2 号 1 頁、46 頁 (1999 年)。
- (2) Reuven S. Avi-Yonah, *The Structure of International Taxation: A Proposal for Simplification*, 74 TEx. L. REV. 1301-59

- (1996). この論文は、岡村忠生「国際課税」岩波講座『現代の法 8 政府と企業』287頁、318頁（岩波書店 1997年）において「国際課税の驚くべき簡素化を行う」として参照されている。
- (3) 金子 宏『租税法 第八版』343頁（弘文堂 2001年）。
- (4) 一般的な解説として、さしあたり、日本税理士連合会（監修）本庄 資・川田 剛（編）永峰 潤『国際課税の理論と実務 第1巻 非居住者・非永住者課税』（税務経理協会 2000年）、本庄 資『国際租税法』（大蔵財務協会 2000年）等を参照。
- (5) 廣江健司、前掲注(1)論文46頁注(4)を参照。Avi-Yonah 論文は、その1303頁 footnote 1 において「国際課税に関する文献は無限にあるが、ここで〔次のものを〕強調することができる」として、有意義な文献を掲げている。代表的な著書に加えて、たとえば、「多国籍企業に対する課税に関する論点に関する最近の重要な論文」として、Green, *The Future of Source-Based Taxation of the Income of Multinational Enterprises*, 79 CORNELL L. REV. 18 (1993)、また、「旧いが、しかし、依然として有益な論文」として、Kingston, *The Coherence of International Taxation*, 81 COLUM. L. REV. 1151 (1981)を掲げる。
- (6) Green, *id.* Green 論文は、次のように主張する。

「国家が非居住者に対して源泉ベースで所得租税を課すに当って正当化される見解は普遍的に認められているから、これは自明である、と解されるであろう。それでも、…この原則は所得租税の有力な理論に合致しない。その理論は納税者間でその担税力に基づいて統治のコストを配分する手段として所得租税を正当化する。その理論は、担税力が総所得によって最も適切に査定され、源泉に配慮を払うことなく包括的に明確にされて判定される、と主張する。担税力が所得に比例する以上に生ずる、と一般に想定されるから、これは所得租税が累進的であるべきである、との結論に至る。源泉ベースの所得課税はこの基礎にある理論と相容れない。源泉地国は、納税者の全世界所得総額の一部にのみ租税を課し、したがって、担税力の原則に違反する。それに加えて、源泉地国は、税率を納税者の総所得ベースにはせず、したがって、累進性の原則に違反する。実際に、源泉地国は納税者の総所得を査定しようと試みることさえ一般にしない。」(*Id.*, at 29.) そして、Green 論文は、次のように結論を示す。

「移転価格操作および財務操作の帰結には、短期的な、国家的な観点からかまたは長期的な、国際的な観点からかによって非常に相違がある、と思われ得る。短期的な…観点からは、重要な帰結は国家の法人所得租税ベースの潜在的な低下であり、長期的な…観点から

は、重要な関心事は所得課税の国際システムの潜在的な不安定性である。……こうした問題に対する究極的な解決策は、居住ベースの所得課税の国際システムに移行することであろう。これは、長期的な解決策であるけれども、移転価格操作および財務操作の対抗政策について現行の諸問題を解決する複数のアプローチで……ある。これらには、本国の税務当局との所得の方式上の帰属を援用する二国間協定に従ってなされる合衆国に本拠をおく多国籍企業に対する統合されたベースでの課税および国外に本拠をおく多国籍企業の合衆国内の子会社に対する課税が含まれる。こうしたアプローチは、現行の諸問題を解決することに加えて、合衆国の現行システムを居住ベースの課税の方向その他包括的な所得課税を留保する、という問題に対する長期的に可能な解決策の方向に移行するであろう。」(Id., at 86.)

(7) その理由を、次のように記述する(1311-13頁)。第1に、個人がいかなる時点でも1つの場所にのみ在り得るから、個人の居住は、それを証明するには相対的に容易な概念であり、個人の財務上の居住を確定するために明確な境界線画定のルールを設定することは可能である。第2に、ほとんどの個人が唯一の居住地を有しており、配分上の関心事は居住地国においてのみ実効的に取り扱われ得る。同等の事情にある2人の納税者のうちの一方が国外で投資を行ってその地で軽い租税を課される所得を有し、他方が納税者に自由である投資の同一の選択権を有する限り、それら2人の納税者に対して別に租税を課すに当たっては、水平的な衡平(horizontal equity)の問題はない。しかし、国内の低い収益のみを有する者が租税を課されると同一の方法では国外で租税を課されない国外の高い収益と国内の低い収益とを有する投資家に対して租税を課すに当たっては、垂直的な衡平(vertical equity)の問題がある。第3に、個人の居住はある程度はその政治的忠誠(polynomial allegiance)と重複する。居住ベースの課税は代表を伴う課税にとっては有益である。最後に、資本輸出中立性という目標はある地で投資を行うという決定が税率によって影響を及ぼされるべきではない、と要求し、他の場合には、租税納付後の収益が低額であろうから、租税納付前のベースで最高額の収益を生ずる投資は行われないであろうし、世界的規模の(配分的な効率性に基づく)福祉を縮小させることになる。

(8) Green, *supra* note (5), at 70-74.

(9) 「源泉ベースの所得課税は理論的根拠で正当化が困難である。とりわけ、源泉ベースの課税は、個人間で担税力の基礎により統治のコストを配分する手段として所得租税の有力な理論に合致することは難しい。さらに、所得の移転および政府間での課税競合を生ずるのは政府が源泉

ベースで所得に租税を課そうとする試みである。かかる問題に対する究極の解決策は、所得課税管轄権に対する排他的基礎として個人の居住を援用する国際租税制度に移行することであろう。」(Green, *supra* note (5), at 70.)

- (10) Green 論文は、居住ベースの課税が次の問題を提起する、と指摘する。第1に、各国が法人所得租税のベースについて独自に定義する場合には、法人はその究極の個人株主が居住する各国のルールのもとでその所得租税の課税標準を算定しなければならない。第2に、各国がその居住者が株主であるすべての多国籍企業の全世界的な事業経営を監督しなければならないから、執行は困難である。第3に、株主が配分された法人所得に応じて納税しなければならないから、株主にはキャッシュ・フロー (cash-flow) の問題が生ずる。そして、Green 論文は、次のように主張する。

「実務上の問題として、[居住ベースの課税という]アプローチは、諸政府が法人所得租税のベースについて統一的な定義に合意し得る場合にのみおそらくは実行され得るであろう。そこで、法人はその所得租税の課税標準について単一の算定のみをなすように要求されるであろう。しかしながら、政府はその独自の法人所得租税のベースを定義すべき主権を放棄しなければならないであろう。その結果として、政府は法人の行動を規制する手段として国家租税政策の遂行を差し控えなければならないであろう。

株主のキャッシュ・フロー問題および執行問題は、法人レベルの所得租税を純粋に源泉徴収メカニズムとして課すことによって解決され得るであろう。この法人レベルの所得租税が究極的な租税債務に影響を及ぼさないであろうから、課税管轄権の配分に関して国際的合意を得ることは比較的容易であろう。租税執行権能に基づいて法人レベルの課税管轄権を配分するとすれば、それは論理的であろう。これは、もっぱら所得の源泉ベースでのかかる管轄権の配分を意味する可能性があろう。」(Green, *supra* note (5), at 72.)

- (11) これを例証するために、先進国(たとえば、合衆国)、発展途上国(たとえば、インド)およびタックス・ヘイブン(たとえば、ケイマン諸島)のみから構成されるモデル世界に言及する(1313-14頁)。合衆国居住者は、合衆国内で積極的所得を有し、合衆国とケイマン諸島での投資から消極的所得を有し、MNE で合衆国内に経営統括本部を設置してインドで事業を営むX社への投資から消極的所得を有する。インド居住者は、そこで積極的所得を有し、X社での労務から積極的所得を有し、それがエリートである場合には、合衆国とケイマン諸島から投資所得をも有す

る。X 社は、合衆国内で製品を開発し、インドで製造し、合衆国内で販売するが、その収益の大部分をケイマン諸島で資本投下する。すべての課税が居住ベースである場合には、合衆国は、その居住者の積極的所得と消極的所得とに対して租税を課し、同じく、法人が人為的に居住し得るときには、X 社が合衆国内に経営統括本部を設置するかまたは X 社のすべての株主が合衆国の居住者であるから、X 社からすべての租税を徴収する。したがって、インドには、その地での居住者の所得ならびにそのエリートの合衆国からの所得およびインドが徴収することの困難であるケイマン諸島からの所得に対する課税が残るのみであろう。これはインドにとっては歳入減であるから、インドは居住ベースの税制への協力を拒否するであろう。他の極端な代替方法、すなわち、すべての所得に対する源泉ベースでの課税には一層の反対があると思われる。

「このシステムは、簡素化された世界において、合衆国で生ずる X 社の所得を含む合衆国で生ずる積極的所得と消極的所得とに対する合衆国課税および (X 社が源泉ベースで実効的に所得税の課税標準とされると仮定して) インドで生ずる X 社の所得を含むインドで生ずる積極的所得と消極的所得とに対するインド課税に帰結するであろう。各国が自国内の居住者の消極的所得と自国内で居住者の有する積極的所得とに対して課税権を有するものにある制度に比べて、いずれにしても徴収困難である合衆国とケイマン諸島で生ずるインド人居住者の消極的所得に係る租税に先行する租税を除き、インドはこの調整から損失を被らないであろう。さらに、ポートフォリオ所得をインドで外国人投資家が有する範囲で、インドは歳入を得るであろう……、純粋な源泉ベースの課税もまた魅力がない。」(1314 頁)

- (12) 「第 1 に、ソース・ルールは、租税条約の恒久的施設の限界のもとで合衆国租税の対象外の所得を合衆国課税管轄権から除外するように機能する。とりわけ、売買から生ずる所得は、売主の居住に従って一般に源泉を確定され、取得されたたな卸資産の売買から生ずる所得は、その所得が合衆国内の事務所その他事業を行う一定の場所に帰属し得る場合を除き、権原の移転(総合的に納税者の支配の範囲内にある正式の帰属)に従って源泉を確定される。同様に、国際通信から生ずる所得および宇宙における活動から生ずる所得——ソース・ルールに対する 2 つの新追加項目——は、売主の居住に従って源泉を確定され、したがって、その所得が合衆国内の事務所その他事業を行う一定の場所に帰属し得ない場合を除き、売主が外国人であるときには合衆国の租税の対象外である。こうしたルールは、事業に係る積極的所得に対する源泉ベースの課税が受入国における活動の最小限の基準を超える事業経営に限定さ

れるべきである、という国際的コンセンサスを反映する。」(1319頁)

- (13) 「たとえば、合衆国に所在する不動産の売買から生ずるキャピタル・ゲインは、外国人投資家が完全に消極的役割を果たす場合さえも、実効的に関係のある所得として取り扱われる。他の場合に、積極的であるか消極的であるかが明確でない所得は、積極的所得として取り扱われる。」(1319頁)

- (14) 「1993年租税法は、subpart F の拡張を規定し、subpart F を被支配外国法人の資産を生ずる消極的所得に適用した。合衆国の製造事業の国外移転に歯止めをかける意図としてこの措置をめぐるレトリックにもかかわらず、予測可能な対応は被支配外国法人の国外積極的事業におけるその法人の投資増であったが、しかし、繰延措置の縮小ではなかった。」(1326頁)

- (15) 「1つのタイプの消極的所得に対する高い外国税額は、もう1つのタイプの国外消極的所得に対する低い外国税額をもって平準化され得ない。」(1326頁)「同様に、納税者が株式の10%から50%の間で支配する各外国法人からの配当は分離されるから、したがって、ある国のかかる配当に対する高い源泉徴収税は、合衆国の条約当事国のような別の国からの配当に対する低い源泉徴収税に平準化され得ない。」(1327頁)

- (16) 「これは、合衆国の法人が国外積極的所得に対する軽課税の源泉を認められ得る場合には、積極的所得に対する重い外国租税が通常は十分に税額控除され得ることを意味する。」(1327頁)

- (17) 「第1に、……合衆国の多くの法人は超過の税額控除の事情にあると認められ、繰延措置を廃止するが、他方で、外国税額控除を認める場合には、……合衆国の歳入増にはならないであろう。第2に、繰延措置を廃止する場合には、それによって合衆国は国外源泉の欠損に対する繰延措置をその限りで廃止するように要求されるであろう。」(1329頁)

- (18) 「第1に、それは、ポートフォリオ（……）利子に対する源泉徴収税の一方的徴収を要求し、外国人投資家に合衆国に所在する動産に係る資本投下を阻止するかまたは外国人投資家の租税納付後の収益を留保するためには利子税率の引き上げを要求するかであろう。第2に、それは、ソース・ルールに対する抜本的な変更を要求し、したがって、配当または利子が支払人の通常の居住に従ってではなく、支払人の合衆国における経済活動のレベルに従って源泉を確定されるであろう。適切な源泉徴収が外国の主体から外国人受領者への支払いに対するものであるから、ソース・ルールのかかる変更は複雑になり、執行が非常に困難である。配当に対するかかる源泉徴収税に現行上は代替する支店収益税は、不正納税者の債務となり、かつ、執行が極端に複雑になるから、十分な代替

にはならない。」(1330頁)

(19) 「ポートフォリオ所得に対する税額控除の廃止が一定額の国際二重課税を生ずることがあるけれども、資本投資の流動性を与件とすると、その額は高額である可能性はない。それに加えて、負担は外国租税の所得控除可能性によって軽減されるであろうし、簡素化の可能性およびバスクエット・システムの廃止によって節約される取引コストは国外ポートフォリオ所得に対する不利益を上回る可能性がある、と思われる。多くの発展途上国が対外直接投資に租税を課すための唯一の実効的な方法を直接投資に対する外国源泉徴収税が示すから、この提案はこうした租税に拡張されない、と特記されるべきである。したがって、2つの提案のもとでインバンド投資およびアウトバンド投資に対する取扱いは並行であるであろう。つまり、インバンド・ポートフォリオ投資に係る合衆国源泉徴収税はなく、アウトバンド・ポートフォリオ投資に係る外国源泉徴収税に対する合衆国税額控除もないが、他方で、源泉徴収税と税額控除との双方は直接投資には維持されるであろう。」(1335頁)

(20) 617 F.2d 942 (2d Cir. 1980).

(21) 92 T.C. 525 (1989), aff'd, 933 F.2d 1084 (2d Cir. 1991).

(22) 「Ruding 委員会は、ヨーロッパ連合がオランダのような旧システムを維持する国や帰属の税額控除を備えた統合システムを採用した国を含むから、資本の流れに対する課税における差別防止の必要と中立性保護の必要との双方を承認した。それゆえに、同委員会は、統合された租税システムを備える構成国が、(a)内国法人から内国人株主によって受領された配当が他の構成国において租税を課された所得に相当する範囲で、その株主に他の構成国内の源泉で納付された外国法人税に対して税額控除を認め、かつ、(b)内国人株主にその所得の源泉で法人レベルの租税を納付した外国法人から直接に受領した配当に対して税額控除を認めるべく、要求されるべきである、と勧告した。……。

Ruding 委員会が勧告したシステムは、無差別を犠牲にして中立性および相互主義を留保する。統合された租税システムを備えた国の株主は、その株主が投資を行うのが内国法人(……)に対してであるか外国法人に対してであるかを問わず、統合の税額控除を受けるであろう。かかる税額控除は、居住地国の国庫を犠牲にして、法人レベルでその完全な権限を有する源泉地国に属するであろう。旧システムを備えた国の株主の観点から、国内投資または対外投資のいずれか一方からはいかなる税額控除をも受けられ得ないであろう。」(1359頁)

(ひろえ けんし・本学法学部教授)